

上越市中ノ俣および愛媛県二神島の調査を中心とする 山村および漁村における民家・集落の比較研究(2) (梗概)

西 和 夫
津 田 良 樹

序

本研究は、新潟県上越市中ノ俣と愛媛県温泉郡中島町二神島（以下、それぞれ中ノ俣、二神島と略記する）の2つの集落を取り上げ、両集落の調査を通して、山村と漁村という集落の相違点に注目しつつ、比較検討を行うものである。昨年度¹⁾に引き続き今年度は、調査対象を近隣に広げ、あるいは集落内の民家の調査をさらに進めるなど、調査内容を深化させるとともに密度を高めることに意を用いた。

調査対象の拡大は、二神島についてはほとんど成功しなかったが、中ノ俣については、西隣の谷である名立、さらに西の能生谷^{のうだに}で調査を行うことができ、特に能生谷では多くの民家を調査するとともに、茅講を始めとする普請関係史料を見だし、これを分析することができた。

昨年度の報告中にも述べたように、わずか1地点ずつの知見をもとに、山村・漁村全般に論を及ぼすことはもちろんできない。したがって両集落の比較がもつ意味も、それなりに限界があるのは当然である。比較にあまりとらわれず、各集落の調査密度をあげることにはまず専念すべきだとの指摘もあり、今回も、調査の深化をまず第1としている。ではあるが、2地点を比較しながら検討するとき、単独の検討ではみえてこないことが次第にみえてくることもやはりある。比較の視点は常に忘れぬように心がけた。

本報告においては、両集落の立地や歴史的背景など、昨年度の報告で詳しく述べた点については重複を避けて省略した。ただし、論の構成上必要なことは、重複を恐れずあえてここにも述べた。集落や民家の説明に一部昨年度と重なりがあるのはそのためである。

報告の構成は、まず中ノ俣と二神島それぞれについて調査に基づく知見と分析とを述べ、最後に両集落の比較を行う。両集落の分析に比重を置いた理由はすでに述べた通りである。

1. 中ノ俣

1. 中ノ俣の集落

上越市中ノ俣は信越本線高田駅西方14kmほどの山あい位置し、中ノ俣川沿いに南北約900mにわたって80棟ほどの民家が散在する山村である。

明治29年の地籍図²⁾をもとに明治期の宅地割りを復原すると、川の両岸に沿って細い道が通じ、その道から山

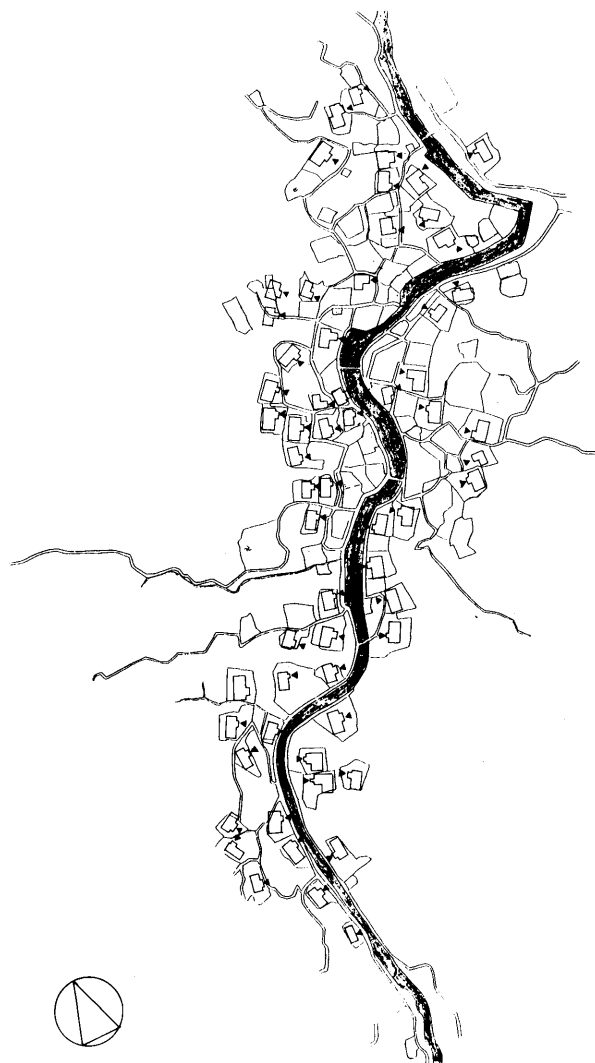


図-1 中ノ俣 復原した宅地割りと現状家屋の配置 (▲印は出入口を示す)

に向かって枝道を延ばし、それらの道に面して民家が散在していた様子がわかる(図-1)。現在は川沿いの民家の背後に道路が通され、そのため川沿いの民家は道路に背を向けたときものが多い。民家の方位についてみると、必ずしも南面するものが多いわけではなく、復原された道に面して、あるいは山を背に等高線に沿うように建てられている民家が多いと言えよう。明治末～昭和初期ごろの土地台帳による³⁾と各戸の宅地は大きいもので150坪ほど、小さいものが20～30坪ほどであり、50～100坪ほどの宅地が多い。それでも宅地周辺に畑地を設けることが多く、決して狭い感じはしない。それらの宅地に主屋が建ち、近年に建てられた納屋等の付属屋が配される。各宅地の境界には堀・垣根等はほとんどなく、視覚的に境界を明示するものはない。

集落には神社および寺院が1つずつあり、さらに毘沙門天を祀った御堂がある。気比神社は、下綱子方面に通ずる道の集落最北部近くの小高い丘上に位置する。社地

からは眼下に中ノ俣橋付近までの集落の北半分ほどの町並みが見渡せる。気比神社は、天長3年(826)に越前国敦賀郡の気比神宮より勧請されたと伝えられる。社殿は、本殿・幣殿および神せん所・拝殿を大きな寄棟造茅葺屋根で覆った、江戸後期の建物である。また東面する社殿後方の山上には神明造の琴平神社が祀られ、社殿南には神輿殿がある。さらに、社殿北側には当神社の神官長野浄水家がある。

曹洞宗太仲院は、集落のはば中央、中ノ俣川の西岸の民家の背後の山上に位置する。信濃国水内郡五箇村高源院末で、当寺所蔵の開山の位牌には天正13年(1585)の年紀があり、当寺がそのころまで遡る寺院であることを裏付けている。本堂は明治11年から13年にかけて造られたもので、桁行8間梁間6間の茅葺寄棟造で東面して建つ。本堂背後の山の斜面には墓が点在する。中ノ俣80戸ほどのうち半数ほどは当寺の檀家であり、残る半数ほどは高田の善念寺、専念寺など浄土真宗が多い。それら浄土真

表-1 中ノ俣民家編年表

No	氏 名	本 屋 規 模 桁行×梁間	指 付	高 窓	貫	構造柱 の省略	ネ マ の 奥 行	チャノマ 柱間装置	ト コ	ネ マ 上 部 の部屋	備 考	細 部 形 式 によるグル ープ分け	建 設 年 代 の判定
1.	川口 清	(間) 7.5 × (間) 4.0	A	A	(段) 1	無	1.0	壁	無	無		I	18世紀 中 期
2.	下室 政勝	? × 4.0	A	A	1	無	1.0 → 1.5	壁→建具	無→有	無			
3.	北島 直一	? × 4.0	B	A	?	無→有	1.0	壁→建具	無→有	無	No13の前身建物 ¹⁾		
4.	橋場 要	8.0 × 4.0	B	?	1	無	1.0	壁	無→有	無			
5.	牛木 喜九	? × 4.0	C	B	1	無	1.0 → 1.5	壁	?	無	天明5年(1785)建設 ²⁾	II	18世紀 後 期
6.	山田 正	8.0 × 4.0	C	B	2	無	1.0 → 1.5	壁→建具	無→有	無			
7.	竹口 正	? × 4.0	C	B	2	無	1.0	壁	無	無			
8.	牛木信一郎	8.0 × 4.0	D	B	2	無	1.0	壁→建具	無→有	無			
9.	田中 高松	9.5 × 4.5	D	C	2	有	1.5	壁→建具	有	無			
10.	長野 浄水	11.0 × 4.5	D	B	2	有	1.5	建 具	有	有	文化期 ³⁾	III	19世紀 前 期
11.	北島 一司	10.0 × 4.5	D	C	2	有	1.5	建 具	有	有	天保期 ⁴⁾		
12.	牛木 庶	9.0 × 4.5	無	C	2	有	1.5	壁	有	無	明治4年(1871)ごろ ⁵⁾	IV	19世紀 後 期
13.	田中 悌二	10.5 × 4.5	無	C	2	有	1.5	建 具	有	有	明治7年 ⁶⁾		

1) 田中悌二氏の御教示によれば、北島直一家住宅は明治7年に田中家住宅の古家を移築したものである。

すなわち、北島家住宅は田中家住宅の前身建物である。

2) 牛木喜九家所蔵の『代々家柄覚』に「天明五年乙巳ノ年家ヲ建ツ」とある。

3) 長野家は気比神社神官の家系である。気比神社所蔵の『系図一卷』の長野紀伊(安政4年没)の項に「紀伊、文化年中、続目上京シ(中略)亦、家ヲ起ス」とある。

4) 現当主(60歳)が10歳のころ百年祭をしたという。逆算すれば天保期になる。

5) 大家火災後のまもない時期の建設と伝えられる。大家火災は牛木喜九家所蔵『代々家柄覚』の明治4年10月の記事の後に「牛木大家・縁セシニ火事ニ逢ウ」とあり、明治4年のことと考えられる。

6) 田中悌二氏の御教示によると、3代前の善九郎が明治7年に建設したとの言い伝えがある。

表中の指付のA～Dは指付が使用される場所によって、「ニワ境」・「座敷境」・「ネマ境」に使用されるものをA,「座敷境」・「ネマ境」をB,「ネマ境」をC,「ネマ境」の隅柱のみをDとしている。高窓のA～Cは図-3を参照。なお、?印は不明、→印は改造を示す。

宗の各民家は敷地内に墓を設けるか、家から近い場所に墓を設けている。

御堂は集落の北寄り、中ノ俣川の西岸、宮下橋そばの小さな丘上に建つ。御堂は方三間の茅葺方形造の3方を開放とした土間の簡素な建物である。この建物の建築年代は不明だが、構造手法からみて江戸末期から明治初期と考えられる。

気比神社・太仲院・御堂はいずれも小高い丘上に建ち、集落内におけるランドマークの役割も果たしている。

2. 中ノ俣の民家

中ノ俣には茅葺の民家が70棟ほど現存しているが、近年は茅屋根を鉄板で覆うものが多い。以下、実測調査を行った64棟のうち、近年の新築や改造の甚だしい9棟を除いた55棟について検討する。

後に詳述するが、建築年代が判明するものを規準に、細部形式などによって各民家の編年を行った。その結果、55棟の民家の建築年代は江戸時代・16棟、明治時代・19棟、大正時代・1棟、不明・19棟である。このうち江戸時代に属す16棟の内訳は、18世紀中期2棟、18世紀後期9棟、19世紀前期5棟である。主屋規模は桁行が6間から11間、梁間が3間半から4間半である。梁間4間の家が31棟で半数以上を占める。桁行9間・梁間4間が11棟で最も多い。建築面積についてみると、最小30坪、最大66坪で、35坪から50坪の民家が多い。平均建築面積は43坪である(図-2)。

平面は、正面出入口(大戸口)を入るとウマヤをもつ土間のニワがあり、この奥にナカマとダイドコロを配す。ニワの上手には方3間のチャノマがあり、この奥にネマ、上手に前後2室続きのマエザシキ、オクザシキを配するほぼ共通する平面をもつ。チャノマを方3間とせず、桁行方向に3間、梁方向に2間半とするものが10棟あり、これらの民家の梁間はすべて3間半である。

構造は、上屋と下屋からなる下屋構造と、下屋をもたない素屋建てがあるが、素屋建ては7棟のみである。下屋構造は、7寸～8寸角の上屋柱を梁行梁で連結し、こ

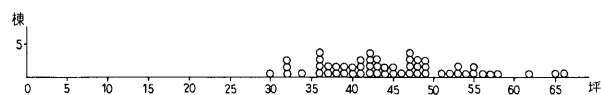


図-2 中ノ俣 民家主屋の規模分布図

の上に柱筋ごとに桁行梁(正面より1本目をキャクラと呼ぶ)を架け、さらに上屋梁を載せる。上屋梁上の前後側柱より各々半間内側の位置に杈首を組む。

3. 中ノ俣の民家の変遷

建築当初の姿をよく残している民家13棟を中心に、民家の変遷の様子を分析する。(以下、文中の番号は表-1中の番号を示す)

13棟のうち建築年代が明らかな民家および年代を限定できる民家である北島直一家(No.3)・牛木喜九家(No.5)・長野浄水家(No.10)・北島一司家(No.11)・牛木庶家(No.12)・田中悌二家(No.13)の5棟を相互比較することにより編年指標となる指付や高窓などの細部形式7点を抽出した。

〈指付〉指付は梁を柱に柄差しとし、鼻栓で留めたもので、指付の使用された民家は古い民家であると地元で言い伝えられている。この指付が、チャノマ回りの柱で使用される場所によって新旧の差が現れる。建築年代の明らかな中ノ俣の民家で最古の牛木喜九家(No.5)では、目立たないネマ境に指付が使用されている。北島直一家(No.3)は座敷境とネマ境に使用されているが、田中悌二家(No.13)はまったく使用されていない。指付は、時代が新しくなるに従い、目立つ場所に使用されることが少なくなり、ついには使用されなくなる。そのため目に付きやすいニワ境や座敷境に使用されているものは、ネマ境に使用されている牛木喜九家(No.5)より古式と判断される。

〈高窓〉チャノマにある高窓は、鴨居と桁の間に設けられるものと、桁の上に茅屋根を切り取り庇を付けて大きく窓を設けるものとがあり、後者は近年の改造である。前者はA・B・Cの3つのタイプがある。Aタイプは鴨居

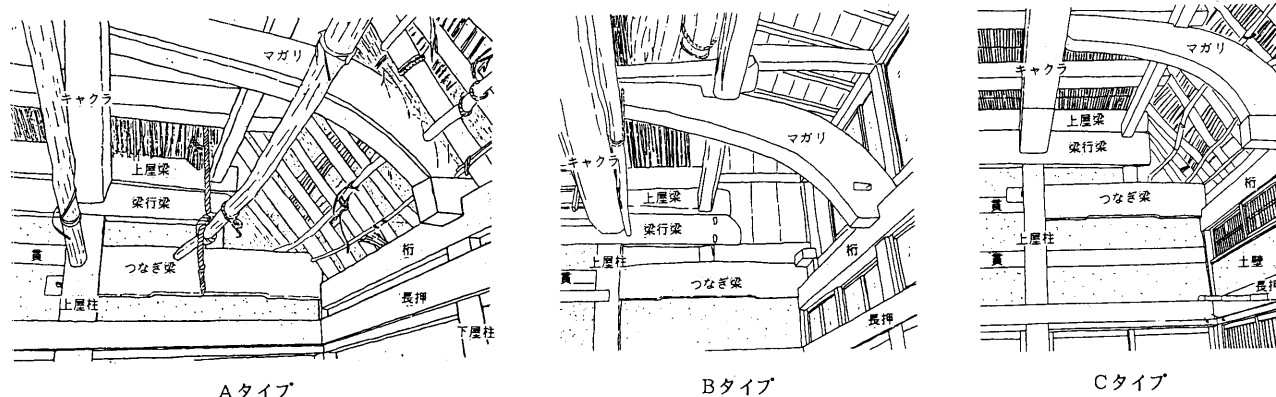


図-3 高窓のタイプ

と桁の間隔が狭く、まったく窓の入る余地がないもので北島直一家(No.3)等である。Cタイプは鴨居上部を小壁とし、その上方に窓を設けるもので北島一司家(No.11)等である。BタイプはAタイプとCタイプの中間と考えられ、鴨居と桁の間をすべて窓とするもので牛木喜九家(No.5)等である。これらを、古い形式順に並べるとAタイプ→Bタイプ→Cタイプとなる(図-3)。

〈貫〉高窓を設けることに伴い、下屋の鴨居から桁までの間隔が広くなり、また上屋の鴨居から上屋柱上端までの間隔も広がる。このため、貫を1段から2段にし、構造を強固にするものが現れる。牛木喜九家(No.5)は1段であるが、長野浄水家(No.10)など新しくなるにつれ2段になる。

〈構造柱の省略〉ナカマや座敷において差物を使用することにより構造柱を省略するようになる。牛木喜九家(No.5)には構造柱の省略はない。北島一司家(No.11)などでは構造柱を省略している。

〈ネマの奥行〉牛木喜九家(No.5)はネマの奥行を1間から1間半に広げる改造を行っている。このような例は他にも多く見られ、この点よりみて年代が下るに従ってネマの奥行が1間から1間半へと拡大されたものと判断される。長野浄水家(No.10)などは当初から1間半で造られている。ネマの奥行の拡大に伴い、梁間が4間から4間半に広くなり、上屋も3間から3間半に拡大される。

〈チャノマ正面のニワより1間の柱間装置〉この柱間には壁の場合と建具が入る場合がある。牛木喜九家(No.5)は壁であるが、北島直一家(No.3)などは壁を取り除いて建具を入れて収納場所を造る改造を行っている。年代が下ると建設当初より建具を入れた収納場所が造られる。

〈トコ〉トコは座敷に設けられるが、下室政勝家(No.2)や北島直一家(No.3)などは妻側や背面に庇を張り出し、押入などとともに後補されており、建設当初にはトコはなかった。年代が下ると北島一司家(No.11)などのように当初から座敷の中に入り込み、棚や書院を備えたトコとなっている。

以上の指標をもとに編年表を作ったものが表-1である。No.8とNo.9の間で、高窓、構造柱の省略、ネマの奥行、トコの4点が変化している。さらに、No.1からNo.8のうち、No.1とNo.2はいずれも指付や高窓が最も古い形式であるためこの2棟を第Iグループとし、残る6棟を第IIグループに分類した。また、No.9からNo.13のうち、指付を残しているNo.9・10・11の3棟を第IIIグループとし、No.12・13の2棟を第IVグループと分類した。

第Iグループの上限の年代を検討するために次の2点の史料が参考になる。

I)『乍恐以口上書奉願上候』⁴⁾延享4年・1747。(以下、史料Iと呼ぶ)

II)『桑取谷、覚、御用留』⁵⁾宝暦元年・1751。(以下、史料IIと呼ぶ)

延享4年の火災の記録である史料Iには「吉尾組中野俣之儀(中略)当三月之大火、五拾四軒焼失、雑物衣類諸道具共ニ少モ不残焼失仕候」とあって、中ノ俣の民家54軒が焼失したことが判明する。延享4年の総戸数は不明であるが、4年後の史料IIによると総戸数66戸であり、仮に総戸数66戸とすれば約8割の民家が焼失したことになる。また宝暦元年の地震の記録である史料IIによると、中ノ俣の民家66戸のうち、全壊の「皆潰」が13戸、半壊の「半潰」が37戸であり、約7.5割の民家が被害を受けている。これらの相次いだ災害よりみて、延享4年以前の民家が現存する可能性は極めて小さいと考えられ、最も古いと判断される第Iグループも災害後の18世紀中期の建設と考えるのが妥当であろう。

第IIグループは、建築年代が天明5年(1785)のNo.6を含むことから、18世紀後期と判定した。

第IIIグループは、文化期(1804~1818)・天保期(1830~1844)ごろの建設であるNo.10・No.11を含むことから、19世紀前期と判定した。

第IVグループは、いずれも明治初期の建設と考えられる。

以上のごとく、中ノ俣の民家は18世紀中期より19世紀後期にかけて、建物細部形式において変化・発展を遂げてきた。しかし、その間、平面形式・構造手法を一新するほどの大変革はなく、これらの形式は昭和初期まで再生産を繰り返しながら続いてきたと言えよう。

4. 能生谷の民家

中ノ俣の近隣集落である桑取谷・能生谷にも、中ノ俣の民家によく似た間取りの民家が分布している。中ノ俣の西方、約14kmに位置する能生谷の民家について以下検討する。

中ノ俣から糸魚川にかけての日本海に注ぐ川沿いに、桑取谷・名立谷・能生谷という3つの谷が開けている。それらのうち最も糸魚川寄りの能生谷(西頸城郡能生町)は、西は糸魚川市、南は中頸城郡妙高村、東は名立町に接し、3方を山に囲まれた谷間に開けている。現在能生谷には、能生・島道・平・中野口・高倉など29の集落があり、米を生産する山間の農村地帯である。

能生谷の島道・平・中野口・高倉の各集落で、それぞれ3棟・3棟・4棟・13棟、合わせて23棟の民家調査を行った。調査を行った民家23棟のうち、13棟については建築年代が判明した(表-2)。これらのうち最も古いものは、安永7年(1778)の島道の矢沢新一家である。次いで高倉の橋立春男家が文化9年(1812)ごろ、中野口の小杉肇家が天保3年(1832)と続く。年代の判明する13棟のうち江戸期に遡るものが7棟である。

表-2 能生谷 建築年代の判明する民家

氏 名	建 築 年 代	建築年代判明の根拠	所在地
矢沢 新一	安永 7 年(1778)	家建直普請諸色入用覚	島 道
橋立 春男	文化 9 年(1812)頃	文化 9 年火災文書	高 倉
小杉 肇	天保 3 年(1832)	家作諸職人勤帳他 2 点	中野口
橋立 喜作	天保15年(1844)頃	類焼ニ付見舞貫扣帳	高 倉
池亀久兵衛	天保15年(1844)頃	上記の文書に記載がある	高 倉
亀井 清秀	天保15年(1844)頃	同 上	高 倉
橋立 又信	安政 3 年(1856)	棟上祝儀覚帳	高 倉
小杉 浩基	明治 3 年(1870)	普請見舞覚帳	中野口
吉田 友栄	明治10年(1877)	普請見舞人足覚帳	中野口
橋立 三治	明治11年(1878)	普請諸入用并材木見舞覚帳	高 倉
木村シズエ	明治24年(1891)	明治 8 年生の人が 16 歳の時の建築	高 倉
橋立 邦夫	明治33年(1900)	橋立猶吉分家普請棟上祝儀収納帳	高 倉
笠原 元	明治36年(1903)	現戸主 (S.61現在)の祖母の生年	平

23棟の民家は、いずれも元は茅葺屋根であった。しかし、現在では平の笠原元家・高倉の橋立三治家の2棟が、小屋組を改変して、それぞれトタン葺屋根・瓦葺屋根になり、14棟が茅屋根の一部あるいは全部を鉄板で覆っている。茅屋根のままで残るものは7棟のみである。23棟の民家はすべて直屋で、出入口に小さな切妻鉄板葺の張出しを設けている。また、小屋組を改変した2棟を除く21棟は寄棟造20棟、入母屋造1棟である。

23棟の主屋規模を示したものが図-4である。桁行は6間半から10間半の間に分布しているものの6間半の1棟を除くと残る22棟は8間から10間半である。一方、梁間は3間半から5間の間に分布しているものの4間半が13棟、4間が7棟で圧倒的に4間半および4間が多い。建坪は、中野口の小杉肇家の50坪が最大で、最小は平の笠原源太郎家の26坪であり、平均坪数は40坪ほどである。

23棟はいずれも方3間あるいは3間×2.5間のチャノマを中心に、その背後にネマ、上手にマエザシキ、オクザシキを配し、さらに、下手に土間であるニワ・ニワの奥にダイドコ(ナカノマ)、その下手にミズヤを置くほぼ共通する間取りをもつ。

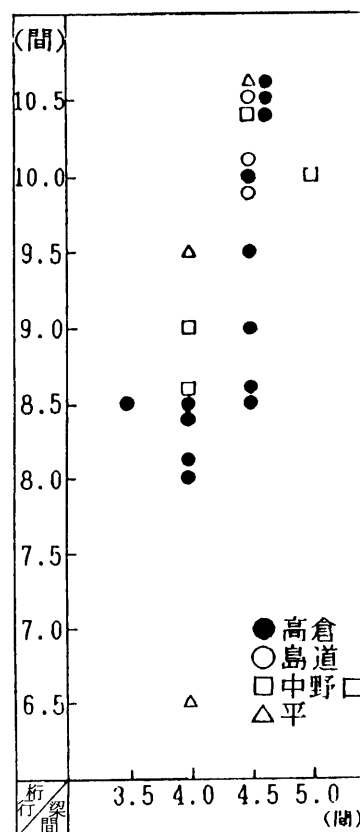


図-4 能生谷 民家主屋の規模分布図

構造は、23棟すべてが上屋と下屋からなる下屋構造である。6寸から7寸角の上屋柱の頂部に梁行梁を架け、貫・差物などを用いて軸部を固める。さらに梁行梁上にキクラおよび桁行梁を架け、上屋梁をその上に置く。小屋組は前後の下屋柱筋より半間内へ入った位置の上屋梁上に収首を組む。

以上のごとく、規模・間取り・構造ともに中ノ俣の民家と大差はなく、特に間取り・構造は極めてよく似ており、同一系統の民家とみなしてよいと思われる。

5. 『建物台帳』からみた明治18年の能生谷高倉の民家

『明治十八年六月、建物台帳、西頸城郡高倉村戸長役場』(以下『建物台帳』と呼ぶ)をもとに、高倉の民家について分析する。この『建物台帳』には87戸の番地・姓名・地番号・主屋建設年代・主屋規模の記載があり、図面が添付されたものもある⁶⁾。以下その記事に従って建築年代および規模について検討する。

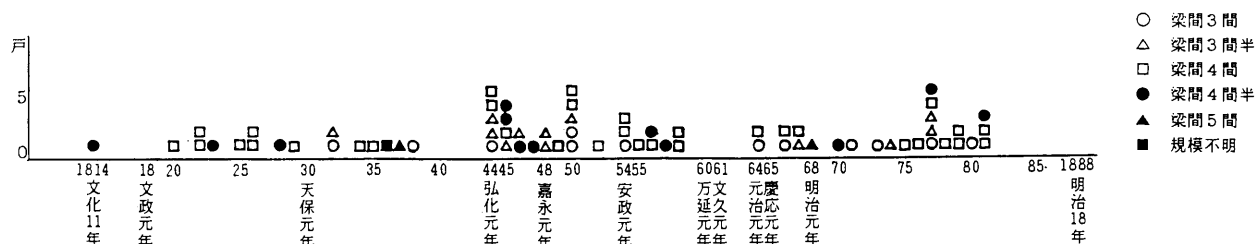


図-5 能生谷 明治18年の民家主屋の建築年代

表-3 能生谷 明治18年の民家の主屋規模

梁間 桁行	3 間	3 間半	4 間	4 間半	5 間	計
4 間						
4 間半	3	1				4
5 間	3					3
5 間半	2					2
6 間	2		4			6
6 間半		2	2			4
7 間		6	6			12
7 間半		5	7			12
8 間			8	2		10
8 間半			8	1		9
9 間			5	1		6
9 間半				3		3
10 間				8	1	9
10 間半				2		2
11 間				1	1	2
11 間半						
12 間					1	1
12 間半					1	1
13 間						
計	10	14	40	18	4	86

単位：戸

建築年代についてみると、87戸中建築年代が明記されたものは72戸で、このうち最も古いものは文化11年(1814)である(図-5)。民家はほぼ年ごとに1棟から2棟が建てられているが、弘化元年(1844)には5棟、同2年(1845)には4棟建てられ、きわだっただい。これは天保15年(1844)に高倉において民家13棟を焼く大火があり、その後の再建のためだと考えられる⁷⁾。

民家の建設された月は3月が87戸中34戸と一番多く、以下8月に12戸、4月に9戸と続く。3月から4月にかけて建設されている戸数が多い理由は、能生谷では旧暦2月に雪が消え、旧暦4月に農作業が本格的に始まるため、雪が消え農作業が本格的に始まるまでの間に工事を行うことが多かったためと考えられる。

規模についてみると、87戸のうち86戸についての記載があり、梁間では3間半・4間・4間半が多く、なかでも梁間4間が86戸のうち40戸とほぼ半数を占める(表-3)。桁行は7間から9間までが49戸と多くなっている。建坪についてみると、最小が13.5坪、最大が62坪であり、30坪から40坪が多い。平均坪数は32坪である。

付属屋についてみると、87戸のうち15戸のみが付属屋をもっている。15戸がもつ付属屋はすべて倉であり、このうち1戸が納屋を併せてもつ。15戸のうち文政8年(1825)まで遡る土蔵が最も古く、文久3年(1863)の土蔵

表-4 能生谷 普請関係文書

史料名	年 紀	記載内容	現住所	所蔵者
史料1 家作諸職人勤帳	天保3年(1832)	職人の手間、手間賃の支払	中野口	小杉肇家
史料2 家作諸人足覚帳	天保3年(1832)	人足の手間、作業工程	中野口	小杉肇家
史料3 普請見舞万覚帳	天保5年(1834)	普請見舞	中野口	小杉肇家
史料4 蔵普請職人勤覚帳	嘉永2年(1849)	職人の手間、手間賃の支払	中野口	小杉肇家
史料5 蔵普請人足帳	嘉永3年(1850)	人足の手間、作業工程	中野口	小杉肇家
史料6 蔵普請見舞覚帳	嘉永3年(1850)	普請見舞、大工振舞覚	中野口	小杉肇家
史料7 御蔵建替ニ付諸職人勤帳	明治8年(1875)	職人の手間、手間賃の支払、大工振舞覚	中野口	小杉肇家
史料8 御蔵建替ニ付見舞并人足諸職人共記録帳	明治8年(1875)	人足の手間、作業工程、普請見舞、職人の手間、職人振舞覚	中野口	小杉肇家
史料9 御蔵建替工費帳	明治13年(1880)	史料-7を集計したもの	中野口	小杉肇家
史料10 普請見舞人足覚帳	明治10年(1877)	人足の手間、作業工程、普請見舞	中野口	吉田友栄家

がこれに続き、残る13戸は明治になってからの建築である。この点からも、能生谷、中ノ俣等の地域では江戸時代においては多くの民家が主屋のみの1棟構成で、付属屋をもつ民家は少なかったことが裏付けられる。

6. 能生谷の普請

能生谷の調査で普請関係史料37冊を収集したが、ここでは、中野口の10冊を中心に分析を行う。表-4が中野口の普請関係史料で、このうち史料1～3は天保3年の小杉肇家主屋普請の史料、史料4～6は嘉永2年の同家蔵普請の史料、史料7～9は明治8年の同家蔵普請の史料である。史料10は吉田友栄家の主屋普請に関するものである。小杉肇家の普請帳には職人の手間とその手間賃の支払いのほか、村人による手伝いや普請見舞いの品などが記され、吉田友栄家の普請帳には村人の手伝いや普請見舞いの品について詳しい記載があり、普請の概要を知ることができる。また、史料1～10の普請年代は、天保期・嘉永期・明治期と比較的年代が近く、さらに、主屋と蔵という2種類の建物の普請である。

1) 天保3年の小杉肇家主屋の普請

小杉肇家の本家である仁左衛門家は、江戸時代に庄屋を務めた家柄である。仁左衛門家の分家である当家(3

番目の分家)も兵左衛門家(1番目の分家), 孫兵衛家(2番目の分家)とともに村役人を務めている。現存する小杉肇家の主屋は、桁行10間、梁間5間、建坪50坪である。

普請の期間について整理すると表-5のようになる。天保3年(1832)正月晦日、木挽による「山始」で普請が始まり、天保5年3月12日に上棟、天保6年11月12日に大工が作業を終えるまで普請は続けられる。この間約4年である。また、天保4年8月23日・9月24日に、大工・石屋がそれぞれ作業を始め、「ほりこ」・桶屋・屋根屋・左官も作業を行っている。村人の手伝いは、主に7月28日から約7ヵ月半の期間に行われている。

村人の手伝った作業日程を示したものが表-6である。作業は、天保4年7月28日の「杉切」に始まり、11月14日・15日の木挽と続き、12月12日より翌年2月10日まで、のみほりが行われている。2月14日から18日まで家財を片付ける「内かたつけ」、20日・21日は家を取り壊す「家こぼし」を行っている。27日には礎石を据える「石ばかち」を始め、3月7日に柱立、8日・9日に「上者(物)上」、10日に「さす立」、12日に上棟を迎えている。「石ばかち」から上棟までに16日間を要している。そして、3月13日に屋根葺、14日に大工棟梁を自宅まで送る「大工送り」を行っている。この間村人の手伝いは、延べ479.5人である。職人は木挽(11人)・大工(6人)・石屋(3人)・屋根屋(2人)・左官(1人)・ほりこ(1人)・桶屋(1人)が作業を行っており、延べ人数はそれぞれ605

人・996人・116.5人・5.5人・58人・18.5人・9人である。大工が996人と最も多い。普請に要した費用について整理したものが表-7である。この普請に要した費用は、金34両銭5130文・稗1俵・米半俵・白米3升である。材木などの材料を自給自足したためか、このうち材料費にあてられた額は金2朱銭101文のみである。職人に支払った金額は金33両3分2朱銭5029文で、このうち大工の手間賃が金18両2分3朱208文(約5割)と最も多く、次いで木挽の金10両銭3762文(約3割)である。また、職人の居住地についてみると、石屋が能生谷周辺の村である浦本浜であるほかは、能生谷の11ヵ町村である。

村人の普請への協力内容は、労働力の提供および普請見舞いである。表-6に示したように、村人の参加した作業は材木の運搬・加工、家財の片付け、家の解体、軸部の組み上げ、小屋組み、上棟、屋根葺などである。中でも家の解体、軸部の組み上げ、小屋組み、上棟、屋根葺を多くの村人が手伝っている。また、上棟には多くの女性が参加している点が注目される。普請を手伝った延べ人数と戸数を村内・他村に分けてみると、延べ人数では479.5人中466.5人が村内からの手伝いであり、戸数では村内が37戸、他村が6戸となっている。親類と思われる家がより多くの手伝いを出している。普請見舞いは村内の21戸、他村の28戸によって合わせて53回行われている。最も多い見舞い品は縄で、他に米・酒などがある。中野口以外から普請に参加した人は、能生谷の11ヵ町村

図-6 能生谷 小杉肇家現状平面図

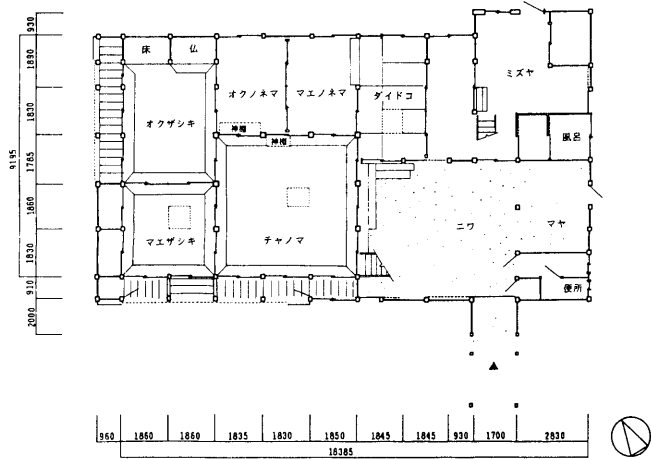


図-7 能生谷 小杉肇家現状断面図



表-5 能生谷中野口 天保3年小杉肇家主屋の普請期間

	天保3年	間	天保4年	天保5年	天保6年	間
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
木挽	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
大工			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
ほりこ			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
石屋			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
桶屋			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
屋根屋			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
左官			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	
手伝い			1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	

表－6 能生谷中野口 天保3年小杉肇家主屋の普請に際して村人が手伝った作業

年 月 日	作 業 名	手伝い (人)
天保4年7月28日	な志木下杉切	1.0
8月3日	大かべ杉木切	1.0
10日	小やかかけ	8.0
12日	小やかかけ	9.0
26日	木かつき	8.5
27日	木かつき	11.0
9月10日	大平脇かなわり取	0.5
14日	たなへ木上	4.0
16日	たなへ上	3.0
17日	たなへ上	4.5
10月11日	けたかづき	5.0
12日	けたまがり取	17.5
20日	たなへ上	1.0
26日	たなへ上木挽	4.0
11月1日	かうや人足	3.0
14日	木挽	13.0
15日	木挽	4.0
23日		0.5
12月12日	のみほり	1.0
天保5年正月	のみほり始	1.0
	のみほり	1.0
12日		1.0
13日		1.0
18日		1.5
19日	のみほり・木挽始	18.0
21日	のみほり	1.0
25日	木挽	13.0
26日	石取	10.0
2月10日	のみほり	1.0
14日	内かたつけ	1.0
16日	内かたつけ	5.0
17日	内かたつけ	5.0
18日	内かたつけ	1.5
19日		1.0
20日	家こぼし	28.0
21日	家こぼし	28.0
22日		6.0
27日	石ばかち	12.5
28日	牛屋ほり	1.0
30日	つぼ桶ほり	2.0
3月1日	つぼ桶ふせ	2.0
2日	ふち切	1.0
3日	ふち切	0.5
7日	柱立	35.0
8日	上物上	38.0
9日	上物上	24.0
10日	さす立	28.0
11日	やのい	22.0
12日	棟上ふき□□り	48.5
13日	屋ねふき	37.0
14日	大工ノ送り人足・石屋頼み	2.5
7月19日	すのこかき	1.0
20日	すのこかき頼み	1.0
合 計		479.5

表－7 能生谷中野口 天保3年小杉肇家主屋の普請費用

職 種	手 間 賃	物 品	材 料 費
大 工	金18両2分3朱銭 208文	稗 1 俵	金 2 朱 (俵代)
木 挽	金10両 銭3762文		銭85文(やなか代)
石 屋	金 3 両 2 分 銭 200 文		
屋根屋	金 1 朱 銭 455 文		
左 官	金 1 両 1 分 銭 200 文	米半俵	銭16文(紙代)
ほりこ	金 1 分 2 朱 銭 204 文		
桶 屋		白米3升	
合 計	金33両3分2朱銭5029文		金 2 朱 銭 101 文

および高田と能生谷周辺の2ヵ村からきている。

2) 嘉永2年の小杉肇家の蔵普請

嘉永2年(1849)2月から普請を始め、翌3月21日に上棟を行い、11月まで作業が続けられほぼ蔵はできあがったものと思われる。ここで作業は中断するが、その後、5年半ほどたった安政3年(1856)4月に土蔵の上塗ではないかと考えられる作業を左官が行っている。中断する前の普請期間は約2年である。この間に、大工・木挽・石屋・鍛冶屋・左官・屋根屋が作業を行っている。普請に要した費用は、金19両2分銭60文・米半俵・白米1升・玄米1斗7升であり、このうち、鍛冶屋・左官などに払った釘・石灰などの材料費は金2両銭659文である。職人はいずれも能生谷の町村からきている。

嘉永2年10月から翌年3月28日にかけて村人が作業を手伝っている。その内訳は村内の31戸から107人、他村の5戸から5人、合わせて112人である。また、村内の26戸、他村の9戸から37回にわたって普請見舞いを受けている。村内の家からの見舞い品はほとんどが縄であるが、他村からは米や酒が多い。

3) 明治8年の小杉肇家の蔵普請

明治8年(1875)3月15日に大工が作業を始め、4月21日の上棟をはさみ12月31日まで作業が続けられている。その間大工(6人)・木挽(2人)・左官(1人)・石屋(3人)・「こはへき」(2人)・鍛冶屋(2人)が作業を行っている。その後、およそ5ヵ月後の明治9年5月22日から再び左官が作業を始め、さらに明治12年・13年にも作業を行っている。その間明治11年には大工が作業を行っている。この普請の費用は51円71銭2厘5毛で、その内訳は職人の手間賃30円52銭5毛、左官と鍛冶屋に払った材料費21円19銭2厘である。また、見舞い品は酒や縄などである。職人は、高田次賀町からきている鍛冶屋の1人を除き、能生町からきている。手伝い・普請見舞いはともに村内の家からのみであり、手伝いは35戸から延べ158.5人、普請見舞いは20戸から21回行われている。

4) 明治10年(1877)の吉田友栄家主屋の普請

普請の期間は、明治10年11月8日から明治11年5月2日までの約6ヵ月間である。この間の手伝いの延べ人数は415.5人で、それ以前の普請準備段階での手伝いの延べ人数92人を加えた507.5人がこの普請を手伝った村人の総延べ人数である。村内から41戸、他村から14戸、合わせて55戸がこの普請を手伝っている。普請見舞いを行っている家は村内の40戸と他村の18戸である。他村の18戸中3戸は隣の谷である名立谷の瀬戸村の2戸と西蒲生田村の1戸であり、残る15戸は能生谷内の村である。見舞い品は米・酒・縄などのほかに、上屋柱・下屋柱・キャクラ・マガリなどの部材も村人より贈られている。職人は大工(6人)・木挽(3人)・石工(3人)・左官(1人)・鍛冶屋(1人)・釘屋(1人)が普請に参加している。職人の中で、釘屋が高田からきているほかはすべて能生谷の職人である。普請にかかった費用は、総額89円17銭1厘5毛であり、このうち職人の手間賃は68円45銭5厘5毛で、材料費は20円71銭6厘である。

5) 村落共同体と普請

以上4つの普請では、多人数の村人の手伝いを必要とする建物の取り壊し・地形・軸部の組み上げ・上棟などは旧暦2月から旧暦4月の間に行われている。通常旧暦は新暦より1～1.5ヵ月ほど遅れており、旧暦2月から旧暦4月は能生谷でちょうど雪が消え農作業が本格化するまでの間に当たる。この間に取り壊しから上棟までの多人数の手伝いが必要な作業が行われている。また村内の普請に協力した戸数は、天保3年・嘉永2年・明治8年・明治10年の普請でそれぞれ、37戸・31戸・35戸・41戸である。当時の戸数は37～42戸⁸⁾であり村内の全戸か、それに近い数の家が普請に協力していることが判明する。また、史料8の記事には、「右五郎右衛門女倅連参り不申、仍之此末五郎右衛門普請有之候ても、女子ニても子供ニてもよろしく御座候、記置者他」との記事があり、労働力の貸し借りの様子がうかがえる。普請見舞いはおおむね、中野口村内からであり、その他の能生谷の集落からも若干きている。見舞い品は酒・米・縄などが多い。職人は、能生谷内からきているものがほとんどである。

以上のごとく、天保3年の中野口小杉家主屋の普請は材料の調達・加工に約1年を費やし、多数の村人の手伝いを必要とする「石ばかり」から上棟までの作業を雪解けから農作業が本格化するまでの間に行い、上棟を終えたところに村人の手伝いは終わっている。また他の普請でも、おおむねこのような形態を取っている。

7. 講

村内の相互扶助組織としての講について、中ノ俣の屏風唐紙講および、能生谷島道の茅講について検討する。ここでいう講は、一定の期日に組合員が一定の掛金等を

納め、抽せん・入れなどによって所定の額を渡され、組合員全員に渡し終えた後、組合を解散する組織である。

1) 中ノ俣の屏風唐紙講

講組織を組んで屏風・唐紙(襖)を順番に購入するための台帳である『昭和廿八年一月、屏風唐紙講台帳』が中ノ俣の牛木信一郎家に所蔵されている。台帳には、講則、補則、発起人氏名、役員氏名、講員名および各講員の掛金の納入状況等が記されている。台帳によると、昭和28年1月、秋本惣吉・山崎利弥・田中亮・下室政勝・北島昇の5人が発起人となり、この講は結成されている。講則および補則によると、講の名称は「屏風及唐紙講」と称し、事務所は秋本惣吉宅に置かれている。掛金は1本口で1回500円の年6回の奇数月の2年間払いで、総掛金が6,000円である。各奇数月すなわち支払い月ごとの屏風・唐紙の受取り人は2名で、その受け取る順番は年2回(1月および5月)抽せんによって決めている。屏風・唐紙の受取りが終わった人は、受け取った次の回の支払いより、1本口当り利子として、500円の上に20円を加えて支払うことも決められている。講員は1本口18名、半口10名であるから、1回の集金で総額11,500円ほど集まり、それで2本口分の屏風・唐紙にあてることになる。講で集めた講金は講長が取りまとめている。一方、屏風・唐紙の製作は滝寺の柴田元治が行い、品物は一双の屏風あるいは二間前の唐紙(襖)で、貼り付け・貼り替え等修復などにあてることもでき、その場合は製作者のできる範囲で対応する取決めになっている。

また、講則を遵守するために、保証人を立てる等の対応を講じているものの、違反するものはなかったらしく、各講員とも2年間にわたり掛金を完納し、また、品物を受け取り、無事組織を解散したようである。

2) 能生谷の茅講

屋根の葺替えには多量の茅が必要である。これらの茅を収集する方法は、購入・自力採集・共同採集・茅講などが考えられる。能生谷の多くの集落ではかつて茅講を組織して茅を収集し、屋根の葺替えを行っていた。

この項では、能生谷島道の矢沢家所蔵の茅講『講則』をもとに茅講がどのように運営されたかについて検討する。

この茅講は、明治40年12月に能登国治郎が発起人となり結成された。茅講講則は8条からなり、講則によれば、講員になる条件は「入村ニ家ヲ構フルモノニ限ル事」とあるごとく、原則として、島道在住者を対象としている。だが続けて、「若シ入村以外ノ者講員トナリ取主トナリタル時ハ入橋附近川東ニテ萱ヲ受渡シヲナス事」とあり、他村からも講員となることは不可能ではなかったようである。しかし、村内の講員の茅の受取り方法は、「取主ノ宅迄持参スル事」と決められているにもかかわらず、他

村の講員に対しては「入橋附近川東」までしか運ばないとしている。

この講は25軒で構成されており、茅2匁と20銭を1前分としている。25軒から集められた茅50匁と5円は「初会ハ発起人取主トナリ式会目ヨリハ講員協議ノ上取主ヲ定ム」(第5条)に従い、初回は発起人が取り主となり、2回目以降は、取り主の家に毎年3月の彼岸の中日に集まり協議の上、次回取り主を決定している。ただし、協議に半数以上の講員が参加していないときは決議を行わないとしている。また違約を防ぐために、以下のごとき罰則が決められている。

講の取り主は、掛け返しを行うことを証明するために、他の講員が相当と認める戸主2人連署の証書を講に差し出さなければならず、もし1年でも掛け返しを怠ったときは、証書に書かれた処分を受けなければならないとされている。

一方、まだ取り主になっていない講員が、茅・金を掛けないときは、回目の協議会で今までの掛け込みを没収の上、除名されることになる。以上が、『講則』よりみた明治40年の島道における茅講の概要である。

中野口において昭和30年に始められた茅講について、吉田友栄氏の御教示に従って記せば以下のごとくである。茅講は茅を速急に必要とする発起人によって講員が集められ発足するもので、家格などには関係なく講員は集められ、茅を必要とする者が参加した。講は、掛ける茅の量で「2匁講」・「3匁講」などと呼ばれており、1匁は長さ1丈の縄で茅を強く縛った量である。また、戦後の食料不足の時は、職人などを賄うために茅だけでなく米なども掛けられたという。茅は講員から毎年集められ、原則として毎年いずれかの家で屋根葺が行われた。屋根葺の時期は稲の刈入れが終わってからで、その後すぐに、来年の取り主を決める。そして、講中のすべてが給付を受ければ講は満了となり散会となる。茅の必要量に応じて1軒の家で複数の講に所属することもあったという。

以上のごとく、島道や中野口の例に見るように、茅講は、屋根葺に必要な大量の茅を集める際の茅そのものの相互扶助であり、共同体社会でこそ成り立つものと思われる。それゆえ、島道の講則に見るように相互扶助を行わない、すなわち、定められた茅を掛け込まず、また掛け返さない講員に対しては、厳しい処分が科された。

しかしながら、昭和30年に始められた中野口の茅講は、講中のすべての講員に給付が満了しないまま自然消滅のごとくとだえたという。その主因は、講員の中に茅葺民家を壊し、家を新築する者が出たことにより、茅講の存立基盤がなくなったことによる。このことは、戦後の急激な社会の変化に、茅講のごとき村落内における相互扶助の組織もまた対応して行くことができなかったことを示している。

II. 二神島

1. 二神島の集落

愛媛県温泉郡中島町に属す二神島は、瀬戸内海の西部、松山市沖20kmに浮かぶ小島である。面積2.14km²、周囲10kmほどの東西に細長い島で北側に港がある。山が海岸近くまで接近し、平地はほとんどなく、港から海岸沿いに延びる1本の町道の山側に軒を連ねて家々が約500mにわたって密集している。その町道から細く曲がりくねった路地が山に向かって延び、その路地から何本もの枝道が分かれる。島内に車がほとんど入っていないせいで道路の付け替えが行われることもなく、明治期の地籍図⁹⁾と現状を比べてみても、堤防が造られたために海岸沿いの町道が広がり、海に向かって埋立てが進んだ以外は宅地割りや道などに変化はほとんど見られない。各戸の敷地は不整形で、家が敷地いっぱい建てられるため、敷地の形が如実に建物の形態に反映している。敷地内には主屋のほか、ヒノラと呼ばれる中庭を介して主屋と相対するへや(隠居部屋)・便所・風呂・物置などの付属屋がヒノラを囲むように配される。

二神島の集落は西から本浦(32戸)・小泊(26戸)・向井(23戸)・泊(37戸)・脇之浜(28戸)の5つの地区に分かれている¹⁰⁾。東寄りの4つの地区が先に述べた枝分かれし



図-8 二神島 集落図(点線は小字の境界、○印は共同井戸の位置を示す)

た細い路地を境界としているのに対し、西端の本浦だけは宇佐八幡宮のある丘を境とし、地形的に他の4つの地区とは隔絶されている。各地区とも海沿いの1本の道に面しており、他の地区に行くには原則としてこの海沿いの道に1度出てから行くことになる。

集落には神社および寺院が1つずつある。神社は本浦と小泊の間の小高い丘上に鎮座する宇佐八幡神社で、島の人々は八幡様あるいはオミヤサマと呼んで尊崇する。小高い境内からは西側に本浦、東側に小泊から脇之浜までの町並みが見渡せる。

寺院は本浦の西端、すなわち集落全体の西端の海岸沿いの道に面して建つ安養寺がある。かつては、本浦の町並みの後方寄り現矢野常一家あたりにあったが、江戸時代に火災で焼失後現在地に移ったと伝えられる。安養寺には、江戸後期に建てられた桁行9間半、梁間5間、入母屋造、本瓦葺の本堂が北面して建つ。本堂の西側には六地藏が祀られる。

集落は、以上のごとく西から本浦・小泊・向井・泊・脇之浜に分かれ、本浦の西端に安養寺、本浦と小泊の境の小高い丘の上に宇佐八幡神社がある。さらに、集落の西と東の外れに墓地がある。西端の墓地は安養寺に続く位置にあり、立地としては当然と考えられるが、それとは別に東端にも墓地があるのが注目される。それらのうち、西端の墓地は本浦のみ、東端はそれ以外の墓地である。このような2カ所の墓地の存在は、神社の前を棺を通さないためだと説明されている。しかしこの問題は、集落の空間構成や集落の史的背景を考える上に、それ以上の意味を含むものと思われる。神社のすぐ東脇の民家すなわち小泊の場合、東端の墓地より西端の墓地が距離的には近い。しかし、間に神社があるために西端の墓地を使うことができない、すなわち宗教的な意味で空間が分断されていることになっている。だが、単に宗教的意味だけによるのであろうか。

本浦と小泊の間は、今は町道が通るが、かつては岩壁に取り付いた細い道が通ずるのみで、地形的制約があったであろう。また、本浦とその他の地区の間には歴史に異なった発展があるのではないかとと思われる。すなわち、本浦には「オショウヤ」と呼ばれ、かつては二神島を支配していた二神家があり、島唯一の寺である安養寺もあるなど、他の地区とは異なる独自の地区を形成していた時期のあることがうかがわれる。また、前身安養寺焼失の火元となった中田鉄心家の先祖は本浦にいたことができず、そのため泊の現在地へ移転したと伝えられている。この事実もまた本浦が特別な地区であったことを裏付ける。西の墓地に二神家代々の墓があるのはその意味ではごく当然のことであるとさえ思われる。

集落について考える上に興味深い問題の1つに井戸がある。簡易上水道が引かれて以来重要性を失ったが、利

用方法を知るとは島の人々の生活と集落の運営とを知る上で重要である。

井戸は個人所有と共同所有（共同井戸）の2種類がある。島の井戸は一般に、飲料水とそうでないものがあり、飲料水でない塩分が含まれた水は「からい水」と呼び、これに対する意味で飲料水を「甘い水」と呼ぶ。

共同井戸は脇之浜に1カ所（7軒で使用、個人の敷地の裏の1画にある。これは「からい水」）、泊に2カ所（泊と向井の境界近くにある井戸は、泊・脇之浜のすべての家より飲料水としてくみにきていた。山寄りの1つは3軒で使用、ただしこれは比較的新しい）、向井に1カ所（「向井戸、二十一戸組」とあり、かつては21軒で使用）、小泊に1カ所（8軒で使用）、本浦に4カ所（かつては「オショウヤ」の井戸であったと伝えられ、8～9軒で使用しているもの。「オショウヤ」の井戸から近い位置にあり、同じ水脈と考えられる井戸で5軒で使用しているもの。比較的新しく以前は9軒、今は2軒で使用しているもの。畑の脇にあり農業用のもの）、合計9カ所が確認されている（図-8）。このうち、飲料に適する井戸で、聞き取り等によって比較的古いものと考えられるものは、向井との境界近くにある泊の井戸、向井の井戸、小泊の井戸、本浦の「オショウヤ」の井戸の4つである。飲料水を井戸に頼っていた当時は、共同井戸の使用権は厳しく決まっていたというが、その当時の様相はすでに確認しがたく、使用戸数で現在判明するのは上記の通りである。それでも、本浦の「オショウヤ」の井戸を使用していた地域が本浦、小泊の井戸を使用していた地域が小泊、向井戸を使用していた地域が向井、泊の井戸を使用していた地域が泊および脇之浜であったのではないかと推定できる。さらに、明治期の地籍図による¹¹⁾と泊および脇之浜は1つの小字で泊と称しており、当時の小字の範囲と泊の井戸の使用範囲は完全に一致する。また同様に明治期は小泊および向井は1つの小字であったことを考えれば、同一小字内にあった2つの井戸を中心に2つの地区に後に分かれたのではないかと考えることもできる。

2. 二神島の民家

二神島には平地はほとんどなく、傾斜する土地を利用して家が密集している。地形を反映して敷地は複雑な形状をとり、その敷地を最大限に生かして建てられた建物もまた多種多様である。実測調査を行った98戸の平面は98通りの変化を示すといっても過言ではない。これらの民家は近年の新築・改造のものを除くと、すべて和小屋組に瓦葺の屋根をもち、外壁は板張りとするものが多い。主屋の建築年代が判明したもの、あるいは推定できるものは調査した98戸中79戸であり、それらは江戸時代7戸、明治時代23戸、大正時代10戸、昭和の大戦前16戸、大戦後23戸である。

二神島の民家は建物配置に大きな特色がある。すなわち、敷地の奥に主屋、手前の道路に面した所にへや（門長屋）を置き、両者はヒノラと呼ばれる中庭を介して相対し、さらに主屋とへやを便所・風呂・納屋・塀などでつないでヒノラを取り囲んだ、中庭形式とでも呼ぶべき建物配置となる。へやは門部分と隠居部屋もしくは結婚前の子供が住む部分とからなる建物で、2階建てになることもある。道路に面してへやに付属する門を開き、門の正面に主屋を建てる場合が多く、門の右手に鉤の手に主屋を建てることもある。ただし、湾曲した海岸沿いの町道もしくは曲がりくねった路地に面して門を開くため、へや・主屋とも方位は不規則で一定しない。調査した98戸のうち68戸がこのような中庭形式であった。

主屋規模についてみると、最小が8坪で、最大が35坪であり、図-9のごとく分布する。15坪から25坪が多く、平均は21坪であり、主屋は比較的小規模である。主屋に付属屋を加えた規模分布を示したものが図-10である。それでも、24坪から47坪が多く、平均は32坪ほどである。

各戸は多様な平面構成をもつが、主屋の平面だけは類似性が高い。すなわち、イタノマを中心とし、その奥にナイショ、上手にザシキ、上手奥にオク、下手にニワ・チャノマ・スジバなどが配されるほぼ共通した間取りである。それらは地元で「四畳半くんだり」・「おもて六畳」と呼ばれる2種の典型的な平面に大別できる。「おもて六畳」はイタノマ（ザシキに続く部屋、今はどの家も畳を敷くが、元来は板の間）が6畳敷きの広さをもつことによる名称で、「四畳半くんだり」はそこが4畳半である。この2つの名称は、単にイタノマの広さの違いを示すだけではなく、主屋の規模および家格を示している。この点は昨年度、すでに述べた通りである。また、「おもて六畳」・「四畳半くんだり」のいずれかになっている家を時代別にみた場合、江戸時代は7棟すべて、明治時代は23棟中21棟、大正時代は10棟中9棟、昭和の大戦前は16棟中10棟、大戦後は23棟中8棟となっており、近年のものは少ない。伝統的な平面形式がしだいに少なくなりつつあることを示している。

3. 二神島における冠婚葬祭

二神島では、島外へ嫁に行くことは甲斐性がないと言

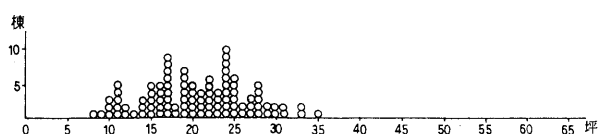


図-9 二神島 民家主屋の規模分布図

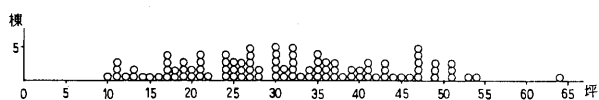


図-10 二神島 民家主屋と付属屋の合計規模分布図

われ、島内において婚姻関係が結ばれることが一般的であった。

結婚に関する数々の島の風習の1つに「コメカミ」と呼ばれるものがある。仲人により結婚話がまとまると、それを正式に決めるために婿の叔父が嫁の家に行く。米・塩・梅干が出され、その米を口にするによって、意志を確認し合うのだという。

結婚式当日は、昼ごろ婿と仲人が嫁を迎えるため、嫁の実家に出向き、嫁の家で盃を交わした後、仲人（女）一嫁一婿一仲人（男）の順に行列して婿の家へ向かう。家財道具はそれに先だって、嫁側の親戚や友人達が人足となり婿の家に運ばれる。女の魂と言われる鏡台を先頭に、簞笥・長持ち・布団・その他お櫃や盥などが続く行列である。島の人々は、行列を見るために海岸沿いの道に出る。家財道具は山側に向けられ、人々は山側よりそれを見物するのだという。家財道具が婿の家に着くと、人足に昼食が振る舞われ、祝儀が渡される。

結婚式は婿の家で行われる。イタノマにも畳が敷かれ、建具を取り外して、広い1室として使う。「おもて六畳」ではザシキ・イタノマを中心に行うが、規模の小さい「四畳半くんだり」の家や、客の人数が多い場合などはナイショも含めて1室とすることもある。嫁の家財道具はナイショに運ばれ、式の間はここに飾られる。

花嫁が婿の家に着くと、ニワ（土間）からではなく、ヒノラから直接ザシキへ入ることになっている。ザシキから出入りすることによって、婿の家に正式に入ったことを意味する。すなわち、ザシキからの出入りは嫁入りで入り、仏となって出るのみであって、このザシキへ直接入るといふ儀は、この家の者になったという重要な意味をもっている。したがって日常生活においては、ザシキから出入りすることは禁じられていた。ザシキに入ると、トコを背にして奥から仲人（女）・嫁・婿・仲人（男）の順で座り、三三九度を済ませるとすぐに祝宴が始まる。これが午後3時ごろである。この祝宴の客は、婿方の親戚と友人が中心である。客達は朝から集まり、花嫁の到着を待っている。

嫁側の関係者は宴には列席していないが、夕方ごろになると、「シュウトコイリ」と称し、婿の両親に先導されて、嫁の両親および叔父・叔母が顔つなぎにやってくる。その後も宴は続けられ、夜が更けるまで祝う。翌日は嫁の実家へ2人で挨拶にでかけ、嫁の親戚や友人達に祝ってもらう。しかし、若者の数が減少したこともあり、昭和40年ころから島外の人と結婚する者も年を追うごとに増えており、それと同時に、島内で結婚式を挙げることもしだいに少なくなってきた。この形式の結婚式は昭和50年を最後に島では行われていない。現在では松山の結婚式場を利用することが多く、以上のような儀式も忘れられつつある。

葬式に関しても結婚式と同様、島独特の習慣がある。死者はまずナイショに寝かせておくが、この時は正確な北枕とする。ナイショの裏寄りのオク境の畳を上げると竹簀の子敷きの床になっており、ここで死者の体を清める。体を清め終わると入棺され、ザシキの仏壇前に安置される。葬儀での部屋の使い方は、結婚式と同様にイタノマに畳を敷き、建具を取り外して広い1室とする。ザシキの仏壇前に据えられた棺に向かって遺族・親族の順に座る。部屋の中に入りきらない人は、ヒノラから参列することになる。

僧と棺の出入りはザシキからで、その他の人はニワから出入りする。棺は1日で作り、棺を載せる台と天蓋は島民共有のものを使う。棺は座棺が多い。出棺は夕方近くで、本浦は安養寺本堂西側、その他の地区は集落の東の外れの墓地の手前にある六地藏へ向かう。六地藏までは行列を成して行くが、いくつかの役割分担がある。たとえば当主が亡くなった場合は棺を担ぐ役割は前が家の甥（当主の兄弟の息子）後ろが家の孫、位牌を持つのはその家の後継者と決まっている。また、御飯を1升炊き、それを持って行く「ヒルメシ」と呼ばれる役割があり、これは一番年上の姪が受け持つ。役割分担者以外の人々は、2反ほどのさらしでできた善の綱で棺を引く。

葬列の順序は、80歳より若くして亡くなった場合は僧・カネ・太鼓一位牌ーヒルメシー棺ー善の綱を引く人々の順で、80歳を過ぎている場合は善の綱を引く人ター棺ー僧・カネ・太鼓一位牌ーヒルメシの順になる。80歳より若い場合は死を惜しむという意味を込めて、善の綱は棺の後ろになって別れを惜しみ、80歳を過ぎると、天命をまっとうしたという意味で棺を引く。

六地藏の前で野辺送りの儀式をした後、墓地内に前もって掘られた穴へ土葬する。土葬された盛り土の上には塔婆を並べ壁とした小さな家の形をした小屋を作る。その小屋は墓の「イエ」と呼ばれ、死者を出した家にかかわりの深い家大工と舟大工が2人で「イエ」を作成する。この「イエ」は仮のもので、それが朽ちてから石の墓にする。

III 両集落の比較

1. 両集落の集落・民家の比較

中ノ俣の集落は、町並みが中ノ俣川の両岸沿いに散在し、道は川の両側を通る。集落内の民家80戸は隣家と間隔を保ちながら南北約900mにわたり散在している。民家の背後には山が迫るとはいうものの、それでも各民家は庭を個々に所有し、畑地までも周囲にもつものが多い。民家の方位は一定しないが、明治期の道を復原すると当時の道に面して建つものも多く、また山を背に等高線に

沿うように建っているとみることもできる。一方、二神島の集落は、港を中心に海岸沿いに東西約500mにわたって150戸ほどが密集して建っている。軒を接して建つ民家の間を細く曲がりくねった路地が山に向かって延びている。各民家は軒を接して隣接するものの、ヒノラと称する中庭を主屋とへやと付属室で囲んでいる。この中庭は採光のための光庭の役目をも果たしている。曲がりくねった路地に面して門を開くためか、へや・主屋とも方位は一定しない。

民家と周辺的环境との関係についてみると、中ノ俣では宅地内に主屋がぽつんと建ち、宅地の境界には、塀・垣根等はほとんどなく、隣地との境界が判然とせず、隣地に対しては極めて開放的である。一方の二神島では隣地境界沿いにへや・主屋・付属屋等を建て並べ、隣地に対しては極めて閉鎖的である。二神島の中庭形式の民家はこのような宅地を囲い込むことによって発生したと考えることもできる。

中ノ俣の民家（主屋）は、平均43坪ほどで二神島の民家の主屋に比べるとはるかに大きい。かつては付属屋をもつものが極めて少なく、主屋1棟の中に住空間・作業空間のすべての機能を含んでいたものと考えられる。一方、二神島の民家の主屋は平均21坪ほどと小さいが、へやや付属屋をもつことが多く、住空間・作業空間を主屋・へや・納屋等に分割してもっているものと考えられる。しかし、主屋にへや・付属屋を加えて考えても32坪ほどでなお、中ノ俣の民家（主屋）に比べると小規模である。

結

中ノ俣と二神島の調査を中心に、両者の集落と民家の特色について述べ、比較を試みた。

ここにまとめれば次の通りである。

1. 中ノ俣の集落は、中ノ俣川の両岸沿いに、隣家と間隔を保ちながら南北約900mにわたって80戸ほどが散在している。二神島の集落は、港を中心に海岸沿いに東西約500mにわたって150戸ほどが密集している。
2. 民家と周囲の環境についてみると、中ノ俣では隣地に対して開放的である。二神島では隣地境界沿いに建物を建て並べ隣地に対して閉鎖的である。
3. 中ノ俣の民家（主屋）は平均43坪ほどであり、二神島の民家の主屋の平均21坪ほどに比べ、はるかに大きい。
4. 中ノ俣の民家（主屋）は1棟ですべての住空間・作業空間の機能を含んでおり、一方、二神島の民家は主屋・へや・付属屋に諸機能を分散させている。
5. 中ノ俣の近隣集落である能生谷における民家の普請の様相・茅講の実態等が明らかとなった。

6. 明治18年の能生谷高倉における民家の主屋の建築年代・規模、また付属屋の様子が明らかとなった。

両集落の調査結果のうち、民家それぞれの詳細な図や両集落の全体構成図が完成しているが、紙面の制約からここに収録することができなかった。集落構成図は、集落全体の地図の中に調査した民家の平面を描き込んだもので、民家平面を詳細に記入するため、全体が大きな図となっている。本報告に収録したので御覧いただければ幸いである。

おわりに当たり、調査に協力していただいた中ノ俣・二神島両集落の大勢のかたがたに深く感謝の意を表する次第である。

〈研究組織〉

主査 西 和夫 神奈川大学工学部教授
委員 津田 良樹 神奈川大学工学部助手

〈注〉

- 1) 『上越市中ノ俣および愛媛県二神島の調査を中心とする山村および漁村における民家・集落の比較研究(Ⅰ)』住宅建築研究所報第14号、昭和62年(1987)
- 2) 『明治廿九年、下ノ郷村字中ノ俣』中ノ俣町内会長管理。
- 3) 『土地台帳中ノ俣用』(全3冊)中ノ俣町内会長管理。作成年代は不明だが、土地所有者として記された人々の生存時期からみて、明治末年から昭和初期ごろと判断される。
- 4) 山田豊司家所蔵。
- 5) 『中頸城郡誌』新潟県中頸城郡教育会編、昭和16年所収。
- 6) 『明治十八年六月、建物台帳、西頸城郡高倉村戸長役場』、利根川藤作家所蔵。この『建物台帳』は、明治18年に作成されたものであるが、その後も書き継がれたものと思われ、明治18年以後に建てられた16戸が書き加えられている。ここでは明治18年作成時点に記された民家に限って検討する。
- 7) 『天保十五辰年、類焼ニ付見舞貫控帳』(池亀茂平家所蔵)によると、天保15年3月10日夜に火災が発生し、13軒の主屋および神社等を焼失している。
- 8) 『天保七年、浄土真宗宗門御改帳』・『天保七年、禪宗宗門御改帳』『明治五年、村絵図』(いずれも小杉浩基家文書)によると、天保7年の戸数は37戸、明治5年の戸数は42戸である。
- 9) 『風早郡二神村絵図』松山地方事務局中島出張所蔵。
- 10) 現在5つの地区に分かれているが、かつては本浦・小泊(小泊・向井)・泊(泊・脇之浜)の3地区に分かれていたものと伝えられている。明治期の地籍図によると、伝承の通り本浦・小泊・泊の3つの小字に分かれていることが判明する。
- 11) この地籍図には年紀はないが、『風早郡二神村絵図』との表題がある。二神島が「二神村」と称したのは明治22年12月までのことで、それ以降は神和村となっており、この地籍図は、明治22年以前の明治期の成立と判断される。